解散公告（第三回）

当社は、平成九年六月三日付にて、平成二年法律第六十四号附則第六条第一項に基づき解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

大阪市福島区海老江五丁目二番七号

株式会社関西総合医療センター

代表清算人　越本　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字結城一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　稲毛　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

栃木県宇都宮市桜四丁目一番二八号タカノハシビル二〇一号

相続財産管理人　竹澤　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西六郷一丁目三六番地、最後の住所栃木県日光市板橋一八七八番地一二四

被相続人　亡　木村　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

宇都宮市桜四丁目一番二八号タカノハシビル二〇一号　相続財産管理人　竹澤　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市錦町二丁目一二五三番地四、最後の住所群馬県桐生市錦町三丁目四番二号

被相続人　亡　野田喜太三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

群馬県桐生市永楽町二番一一号

相続財産管理人　米澤　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大前田町四八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮田　紋作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階　相続財産管理人　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字高虫一七五七番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関口　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県上尾市谷津一丁目一〇番六号　荒井第三ビル一〇二

相続財産管理人　弁護士　山崎　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県望陀郡俵田村一二九一番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　木村　えふ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

事務所千葉県木更津市東中央三丁目五番一〇号　相続財産管理人　平野　政則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津郡小櫃村二一八番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　飯田　とめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

事務所千葉県木更津市東中央三丁目五番一〇号　相続財産管理人　平野　政則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市平田三丁目五七番地、最後の住所千葉県船橋市西習志野二丁目一一番一五号　被相続人　亡　江口　惇江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　勇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市千石河岸三番地六、最後の住所神奈川県平塚市千石河岸三番九号

被相続人　亡　内藤　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　石井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市多古三〇九番地、最後の住所神奈川県南足柄市班目四六〇番地　草の家

被相続人　亡　中山　守之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル二階　相続財産管理人　大森　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区観音二丁目一〇五番地、最後の住所川崎市川崎区観音二丁目一三番一八号

被相続人　亡　宮澤　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階

相続財産管理人　弁護士　大橋　賢也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市村上三七五四番地、最後の住所新潟県村上市西区小針八丁目一一番三二号

被相続人　亡　磯部　正宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十三日

事務所新潟市中央区新島町通一ノ町一九七七番地二　ロイヤル礎四〇五号

相続財産管理人　弁護士　金口　忠司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十五万円減少し五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月三十一日であり株主総会の決議は、平成二十三年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十三年十二月十三日

東京都台東区竜泉三丁目二番十号

株式会社スリーアップ

代表取締役　中村　隆

第29期決算公告

平成23年12月13日

東京都台東区竜泉三丁目２番10号

株式会社スリーアップ

代表取締役　中村　隆

貸借対照表の要旨

（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,931
	固定資産	3,461
	資産合計	34,392
負債及び純資産の部	流動負債	1,808
	資本金	32,584
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金	22,584
	（うち当期純損失）	22,584
		(2,442)
	負債・純資産合計	34,392

省エネ化工事に係る入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。

平成23年12月13日

株式会社ジャパン

代表取締役　寺前陽一郎

1．競争入札に付する事項

件名：株式会社ジャパン省エネ化工事

2．参加資格

福井県内に本社があり、建設業法、建築工事業または電気工事業の許可を要す。

3．入札説明書の配布

⑴　期間：平成23年12月13日～平成23年12月17日

⑵　場所：福井市板垣３丁目1323番　株式会社ジャパン

⑶　担当：西坂　満（電話　0776―34―3705）

4．入札の日時、場所

日時：平成23年12月26日　午前10時

場所：上記３．⑵と同じ